

昭和二十八年総理府令第四十二号

水基本調査基礎計画  
国土調査法第三条第一項の規定に基き、水基本  
調査基礎計画を次のように定める。

(実施地域)

**第一条** 国土調査法（昭和二十六年法律第一百八十号。以下「法」という。）第二条第二項の規定による水調査の基準の設定のための調査（以下「水基本調査」という。）は、北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二条の北海道総合開発計画に従つて総合開発を行う地域及び大規模な電源開発を行う地域のうち、当該開発の実施のため又は地下水の水源の保全を図るための合理的な利用の確保のため緊急に調査を必要とする水系について行うものとする。

**第二条** 水基本調査は、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）第十二条に規定する事業に併せて行われる場合又は特別の必要により行われる場合には、前項に規定する水系以外の水系についても行うことができる。（作業の期間）

**第三条 削除**  
(実施機関)  
**第四条** 水基本調査を実施する者は、令第三条第一項第四号に掲げる国の機関又は都道府県であつて国土交通大臣が当該水系における水基本調査を行ふのに適当であると認めた者とする。

**第二** 前項の規定により当該水系につき水基本調査を実施する者が二以上あるときは、国土交通大臣は、その作業の分担を示さなければならぬ。

**第三** 水基本調査を実施する者は、当該水系に属する区域に当該水系における水基本調査に係る調査を行ふ者があるときは、これらの者に對して水基本調査を効果的に行うのに必要な協力を求めるものとする。

**第四** 前二項の規定により水基本調査を実施する場合においては、当該関係者は、その作業につき相互に緊密な連絡及び協調を保つようにつとめるものとする。

5 前項の目的を達成するため、当該関係者は、必要に応じて会合し、且つ、当該調査に関する基本調査作業規程準則（昭和二十八年総理府令第三十五号）第三条に定めるところによる。但し、降水量調査並びに水位及び流量調査に関する水基本調査の作業は、水系ごとに必ず行うものとし、これらの作業以外の作業は、当該水系につき降水量調査並びに水位及び流量調査に関する水調査又はこれらに關する水基本調査が行われる場合に限つて行うものとする。（実施計画作成上の留意事項）

**第六条** 法第四条第一項又は法第五条第一項の規定により水基本調査に関する実施計画を作成しようとする場合には、左の各号に掲げる事項に留意するものとする。

1 当該水基本調査が当該水系において行うべき水調査に直接に役立つものであること。  
2 当該水基本調査において行う作業が相互に緊密な連絡を保つていてること。  
3 当該水系に属する区域の利用上特に水の実態を明らかにする必要とする調査を含むこと。  
4 なるべく既存の観測所を利用すること。  
5 既存資料のしゆう集、解析及び成果のとりまとめの方法及び内容を明らかにすること。

1 (施行期日)  
この省令は、総合的な国土の形成を図るために必要な改正後の水基本調査基礎計画及び土地分類基本調査基礎計画の一部改正に伴う経過措置  
この省令の施行前に、この省令による改正前の土地分類基本調査計画に基づいて作成された国土調査法第四条第二項の承認を得、又は同法第五条第一項の届出のあった計画は、それぞれ、この省令による改正後の水基本調査基礎計画又はこの省令による改正後の土地分類基本調査基礎計画に基づいて作成され同法第四条第二項の承認を得、又は同法第五条第一項の届出のあったものとみなす。  
2 (水基本調査基礎計画及び土地分類基本調査基礎計画の一時改正に伴う経過措置)  
この省令の施行前に、この省令による改正前の土地分類基本調査計画に基づいて作成された国土調査法第四条第二項の承認を得、又は同法第五条第一項の届出のあった計画は、それぞれ、この省令による改正後の水基本調査基礎計画又はこの省令による改正後の土地分類基本調査基礎計画に基づいて作成され同法第四条第二項の承認を得、又は同法第五条第一項の届出のあったものとみなす。

附 則 (平成二五年六月一四日国土交通省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この府令は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二二年七月一九日総理府令第八三号)  
この府令は、公布の日から施行する。

2 1 この府令は、公布の日から施行する。  
この府令の施行前に、この府令による改正前の水基本調査基礎計画に基づいて作成された国土調査法第四条第二項の承認を得た又は同法第五条第一項の届出のあつた計画は、この府令による改正後の水基本調査基礎計画に基づいて作成され同法第四条第二項の承認を得た又は同法第五条第一項の届出のあつたものとみなす。

2 この府令の施行前に、この府令による改正前の水基本調査基礎計画に基づいて作成された国土調査法第四条第二項の承認を得た又は同法第五条第一項の届出のあつた計画は、この府令による改正後の水基本調査基礎計画に基づいて作成され同法第四条第二項の承認を得た又は同法第五条第一項の届出のあつたものとみなす。

五 通省令第一一五号

第一〇三号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成二二年八月一四日総理府令第一〇三号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。